山口県知事 村岡 嗣政 様

> 安倍元首相の「県民葬」に強く反対します わたしたちは、地方自治の崩壊を許しません

きょう、10月15日、この山口県において、安倍元首相の「県民葬」が行われます。すでに7月12日に葬儀が行われ、9月27日には国民の6割の反対の世論を押し切って「国葬」が行われました。その上なぜ、3度目となる「県民葬」を行わなければならないのでしょうか。

情報公開された公文書によると、県庁に寄せられた県民からの「県民葬」への意見は、「反対」が8割を超えています。他方、安倍元首相追悼の記帳に訪れたのは、県民の1パーセントにしかすぎません。もともと、安倍元首相は実生活において山口県との関わりは薄く、県選出の国会議員ということ以上に特別に県民の権利利益を守ってきたとはいえません。その評価に大きく関わる旧統一教会との関係についても、真相解明がされないままです。村岡県知事はこれらをどのように認識しておられるのでしょうか。

7月15日、村岡県知事が、県議会での議論なしに、いち早く「県民葬」を行うと発表したことにはびっくりしました。この間、多くの県民や団体が「県民葬」について、県に申し入れや質問を行いました。県は「県民葬」の法的根拠を地方自治法2条2項「地域における事務」に含まれると回答しました。しかし、地方自治法は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本」とし、「その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」としています。これは憲法が定める「地方自治の本旨」にしたがって県政が運営されることを求めたもので

す。県議会では、立憲野党の県議からの「『県民葬』がどのように住民の福祉の 増進につながるのか」という質問に、県の担当者は具体的な回答をすることがで きませんでした。

県議会の9月定例会最終日に、「県民葬」のための補正予算6300万円が、 与党の数の力で可決されました。わたしたちは、個人や私的団体や政党が行う追 悼の行為は尊重します。しかし、わたしたちの税金が原資である公金を使って 「県民葬」を行うことは、それを望まない県民にとっては「弔意の強制」に他な りません。さらに、山口県教委は、県立学校に対して、「県民葬」当日は半旗を 掲揚するよう通知しました。これは明白な弔意の強制であり、憲法で保障された 県民ひとりひとりの内心の自由を侵害するものです。

過去の裁判例でも、公金を使った元首長の葬儀について、「公金支出のあり方等に対して住民から厳しい目が注がれている今日の情勢からすれば、今後の同種事案については、本件と同様の金額が支出されたとしても本件の判断とは異なり、違法との結論が出される可能性は少なからずあるものと考えられる。」と行政にクギを刺したものがあります。費用が高額に及び、多数の県民の支持も得られておらず、県民の内心の自由を侵す安倍元首相の「県民葬」は、違憲違法です。

村岡県知事は「県民葬」反対の世論の大きさを重く受け止め、地方自治の本旨の原点に立ち戻ってください。

わたしたち「総がかり行動やまぐち」実行委員会は、安倍元首相の「県民葬」 に強く反対します。

> 2022年10月15日 戦争させない・9条壊すな!総がかり行動やまぐち実行委員会 総がかり行動山口地区実行委員会 安倍元首相の「県民葬」に反対する山口県内一斉行動 参加者一同